**□　（騒音）－５　　告示事項（騒音関係）**

高岡市告示第30号

騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定について

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成５年政令第371号）第２項の規定に基づき、騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型をあてはめる地域を次のとおり指定する。

平成24年４月１日

高岡市長　髙橋　正樹

|  |  |
| --- | --- |
| 地域の類型 | あてはめる地域 |
| Ａ | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第２章の規定による都市計画に定められている同法第８条第１項第１号に掲げる第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域 |
| Ｂ | 都市計画法第２章の規定による都市計画に定められている同法第８条第１項第１号に掲げる第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域 |
| Ｃ | 都市計画法第２章の規定による都市計画に定められている同法第８条第１項第１号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 |

高岡市告示第31号

騒音規制法に基づく規制する地域の指定等について

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第３条第１項の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として次の１の地域を指定し、同法第４条第１項の規定により同地域の特定工場等において発生する騒音の規制基準を次の２のとおり定め、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第１号）別表第１号の規定による区域を次の３のとおり指定し、平成24年４月１日から施行する。

なお、関係詳細図面は、高岡市生活環境部地域安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年４月１日

高岡市長　髙橋　正樹

１　指定地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第２章の規定による都市計画に定められている同法第８条第１項第１号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。）ただし、都市計画法第８条第１項第７号に掲げる風致地区を除く。

２　指定地域の特定工場において発生する騒音の規制基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域の区分 | 左 記 の 区 分 に 対 応 す る 規 制 基 準 | | |
| 昼間（午前８時から午後７時まで） | 朝夕（午前６時から午前８時まで及び午後７時から午後10時まで） | 夜間（午後10時から翌日の午前６時まで） |
| 第１種区域 | 45デシベル | 40デシベル | 40デシベル |
| 第２種区域 | 55デシベル | 45デシベル | 40デシベル |
| 第３種区域 | 65デシベル | 60デシベル | 50デシベル |
| 第４種区域 | 70デシベル | 65デシベル | 63デシベル |
| (1) 第１種区域又は第２種区域に接する第４種区域の当該接する境界線から当該第４種区域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表の第４種区域の基準にかかわらず、昼間にあっては65デシベル、朝夕にあっては60デシベル、夜間にあっては55デシベルとする。  (2) 第２種区域、第３種区域及び第４種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第２条第１項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第５条の３に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準（第２種区域の夜間の基準を除く。）から５デシベルを減じた値とする。 | | | |

備考

１　第１種区域、第２種区域、第３種区域及び第４種区域とは、前項の指定地域のうち次に掲げる区域をいう。

(1) 第１種区域　都市計画法第８条第１項第１号に掲げる第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域

(2) 第２種区域　都市計画法第８条第１項第１号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

(3) 第３種区域　都市計画法第８条第１項第１号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びに別図に区画した区域

(4) 第４種区域　都市計画法第８条第１項第１号に掲げる工業地域及び工業専用地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。）

３　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第１号の規定による指定区域

(1) 前項の第１種区域、第２種区域及び第３種区域

(2) 前項の第４種区域のうち、当該区域内に所在する学校教育法第１条に規定する学校、児童福祉法第７条第１項に規定する保育所、医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第２条第１項に規定する図書館並びに老人福祉法第５条の３に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域

別図　騒音規制法に基づく指定地域の区域表示図



高岡市告示第34号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の区域について

騒音規制法第17条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)別表の備考の規定により市長が定める区域を次のとおり定め、平成24年４月１日から施行する。

なお、関係詳細図面は、高岡市生活環境部地域安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年４月１日

高岡市長　髙橋　正樹

|  |  |
| --- | --- |
| 地域の類型 | あてはめる地域 |
| Ａ | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第２章の規定による都市計画に定められている同法第８条第１項第１号に掲げる第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域 |
| Ｂ | 都市計画法第２章の規定による都市計画に定められている同法第８条第１項第１号に掲げる第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域 |
| Ｃ | 都市計画法第２章の規定による都市計画に定められている同法第８条第１項第１号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。）並びに別図に区画した区域 |

別図　騒音規制法第17条第１項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府別表の備考の区域表示図



高岡市告示第71号

騒音規制法に基づく規制する地域の指定等についての一部改正について

騒音規制法に基づく規制する地域の指定等について（平成24年４月１日高岡市告示第31号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年４月20日

高岡市長　髙橋　正樹

２の表(2)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

備考３の(2)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。